

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 59
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの販売方法の技術基準適合命令
概要	市長は、販売業者等の販売の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該販売業者等に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条の6第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第20条の6第2項 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	